

国土利用計画法第23条第1項の規定による届出を行った者、森林法第10条の2の規定に基づく開発行為の許可を受けて他の用途へ転用する者は**除く**。

森林の土地の所有者となった日から90日以内に届けなければならない。
※無届、虚偽届出の場合10万円以下の過料

森林の土地の所有者届出書

年 月 日

下諏訪町長 殿

住 所

届出人 氏名

電話番号

法人にあつては、名称及び代表者の氏名

売買等の契約により土地の引渡しがあった日、相続開始の日など森林の土地所有権が移転することとなった日。

次のとおりに森林の土地の所有者となったので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届出します。

売買、相続、贈与、遺贈、土地の交換、譲渡担保、その他契約、法人の分割や合併など

所有権の移転に関する事項	前所有者の住所		前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)				
	所有者となった年月日 年 月 日			所有権の移転の原因			
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (h a)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1						
	2						
	3						
	計						
備 考							

注意事項

- 1 新たに所有者となった森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となった土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。

- (1) **当該土地の位置を示す地図**
- (2) **当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面**